

## 馬主登録の要件等について

日本中央競馬会が行う馬主登録は、競馬法および同施行規則に基づき、審査機関が厳格な審査を行っております。馬主登録にあたっての主な要件は以下のとおり（内容は2021年8月現在）ですのでご一読ください。

### I. 一般の馬主登録要件

#### ○個人馬主登録

- 1) 日本中央競馬会競馬施行規程（4頁参照。以下「施行規程」といいます。）第7条第1号～第13号に定める事項のいずれにも該当しないこと。
- 2) 今後も継続的に得られる見込みのある所得金額（収入金額ではない）が、過去2ヵ年いずれも1,700万円以上あること。  
※所得金額には、一時的な所得および競馬に関する所得（地方競馬賞金等）は含みません。
- 3) 資産の額が7,500万円以上あること。  
※資産に含まれるのは、ご本人名義の不動産、預貯金、有価証券（投資信託、債券等を含む）です。なお、保険証券、ゴルフ会員権、海外に所在する不動産、書画骨董等は資産に含みませんのでご注意ください。また、負債がある場合は資産額からその分を差し引いて評価します。

#### ○法人馬主登録

##### 1. 法人について

- 1) 資本金又は出資の額が1,000万円以上であること。  
※法人の財務内容（過去2ヵ年の決算等）も審査の対象となります。

##### 2. 代表者について

- 1) 施行規程第7条第1号～第13号に定める事項のいずれにも該当しないこと。
- 2) 申請法人の代表権を持つ役員であること。
- 3) 申請法人の資本金又は出資の額の50%以上を出資していること。
- 4) 今後も継続的に得られる見込みのある所得金額（収入金額ではない）が、過去2ヵ年いずれも1,700万円以上あること。
- 5) 資産の額が7,500万円以上あること。  
※所得・資産についての要件は、個人馬主登録の場合と同様です。
- 6) 既に中央競馬の個人馬主であること。  
※法人馬主登録後、個人馬主登録は抹消となります。

##### 3. 代表者以外の役員について

- 1) 施行規程第7条第14号に定める事項に該当しないこと。

## II. 軽種馬生産者の馬主登録要件

### ○個人馬主登録

- 1) 施行規程第7条第1号～第13号に定める事項のいずれにも該当しないこと。
- 2) 今後も継続的に得られる見込みのある所得金額（収入金額ではない）が、過去2ヵ年いずれも1,000万円以上あること。  
※所得金額には一時的な所得および競馬に関する所得（地方競馬賞金等）は含みません。また、軽種馬生産活動による所得が発生していることが必要です。
- 3) 経営する牧場の規模が15ha以上（うち自己所有7.5ha以上）であること。  
※北海道以外の牧場は5ha（うち自己所有2.5ha以上）となります。
- 4) 自己所有のサラ系繁殖牝馬が6頭以上いること。
- 5) 過去2ヵ年以上の軽種馬生産実績および生産馬の売却実績があること。

### ○法人馬主登録

#### 1. 法人について

- 1) 資本金又は出資の額が1,000万円以上であること。  
※法人の財務内容（過去2ヵ年の決算等）も審査の対象となります。
- 2) 経営する牧場の規模が15ha以上（うち自己所有7.5ha以上）であること。  
※北海道以外の牧場は5ha（うち自己所有2.5ha以上）となります。
- 3) 自己所有のサラ系繁殖牝馬が6頭以上いること。
- 4) 過去2ヵ年以上の軽種馬生産実績および生産馬の売却実績があること。

#### 2. 代表者について

- 1) 施行規程第7条第1号～第13号に定める事項のいずれにも該当しないこと。
- 2) 申請法人の代表権を持つ役員であること。
- 3) 申請法人の資本金又は出資の額の50%以上を出資していること。
- 4) 今後も継続的に得られる見込みのある所得金額（収入金額ではない）が、過去2ヵ年いずれも1,000万円以上あること。

※所得金額には、一時的な所得および競馬に関する所得（地方競馬賞金等）は含みません。また、申請法人からの給与所得が発生していることが必要です。

- 5) 現に軽種馬生産に従事していること

#### 3. 代表者以外の役員について

- 1) 施行規程第7条第14号に定める事項に該当しないこと。

### Ⅲ. 組合の馬主登録要件

- 1) 組合員数が3名以上10名以下であること。
- 2) 組合員全員が施行規程第7条第16号に定める事項に該当しないこと。
- 3) 組合員全員について、今後も継続的に得られる見込みのある所得金額（収入金額ではない）が、過去2ヵ年いずれも900万円以上あること。  
※組合員が軽種馬生産者と認められる場合の所得金額（収入金額ではない）は650万円以上となります。  
※所得金額には、一時的な所得および競馬に関する所得（地方競馬賞金等）は含みません。
- 4) 組合財産として1,000万円以上の預貯金があること。  
※預貯金は組合名義（代表者名併記）のものがが必要です。また、組合財産に対する各組合員の出資比率は、10%以上50%未満でなければなりません。
- 5) 組合員のうちに、個人馬主・法人馬主の代表者又は他の組合馬主の組合員が含まれていないこと。
- 6) 代表者1名が特定されていること。
- 7) 組合契約（組合の意思決定・出資その他の経費負担・組合財産の管理・損益の分配等について定めたもの）が、農林水産省及び日本中央競馬会の定める基準に適合していること。  
※別途「組合契約」を提出していただきます。

【参考】組合馬主とは、競走馬を共同で所有し中央競馬に出走させることを唯一の目的とする契約を結んだ、特定少数の個人の集りのことです。

一般的な組合には農業協同組合、健康保険組合等がありますが、これらの組合はそれぞれが特別な法律等に基づいており、法人格があります。一方、馬主登録の対象となる組合とは民法に定める組合のことであり、法人格は必要ありません。

なお、登録馬主は「組合」であり、個々の組合員を馬主登録するものではありませんのでご注意ください。

※上記所得または資産の要件に満たない方でも馬主登録できる場合があります。

※馬主登録の審査は年3回（4月・7月・11月）行われます。各々の審査について申請の締切日（概ね審査の3～4ヵ月前）が設定されています。ただし、一般の法人馬主登録の受付・審査については随時行っております。具体的な締切日、申請に関するお問合せについては、下記までお願いいたします。

#### 【問合せ先】

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 日本中央競馬会  
競走部 競走関連室 馬主登録課 Tel: 050-3139-9530  
(水～金の9:30～17:30)

## 日本中央競馬会競馬施行規程（抜粋）

（登録の拒否）

**第7条** 馬主登録を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するとき又は申請書若しくは添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否する。

- (1) 精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者
- (4) 競馬法施行令第10条第1項第4号（第17条の4において準用する場合を含む。）の規定により日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が行う競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者
- (5) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第1条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (6) 日本中央競馬会の経営委員会の委員
- (7) 日本中央競馬会の役員及び職員
- (8) 調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員
- (9) 第10条第3号〔禁錮以上の刑（公営競技に関する法律では罰金以上の刑）に処せられた者〕又は第11条第2号から第4号〔不正手段による馬主登録取得、馬主登録証の不正使用、名義貸し〕までの規定のいずれかに該当することにより、登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- (10) 調教師に競走馬を継続的に預託することが困難であると認められる者
- (11) 第5条第4項〔競馬会からの証明書等の提出又は出頭依頼〕の場合において、書類を提出せず、又は出頭しなかった者
- (12) 住民基本台帳に記録されていない者
- (13) 前各号に定める者のほか、競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者
- (14) 法人でその役員（いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに前各号（第10号を除く。）のいずれかに該当する者のあるもの
- (15) 組合で第5条第3項第1号に規定する組合契約を締結していないもの
- (16) 組合でその組合員のうちに法人又は第1号から第13号まで（第10号を除く。）のいずれかに該当する者のあるもの